

食品安全委員会第802回会合議事録

1. 日時 令和3年1月12日（火） 14：00～14：19

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「クロルピクリン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ジメテナミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、吉田（充）委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

資料1－1 農薬評価書（案）クロルピクリン（第2版）

資料1－2 農薬評価書（案）シアゾファミド（第11版）

資料1－3 農薬評価書（案）ジメテナミド（第3版）

資料1－4 農薬評価書（案）メタフルミゾン（第6版）

資料2 旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第802回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が参加でございます。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のために、本日は傍聴者においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

ます。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第802回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は5点でございます。

資料1-1が「農薬評価書（案）クロルピクリン（第2版）」、資料1-2が「農薬評価書（案）シアゾファミド（第11版）」、資料1-3が「農薬評価書（案）ジメテナミド（第3版）」、資料1-4が「農薬評価書（案）メタフルミゾン（第6版）」、資料2が「旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」であります。

農薬4品目、クロルピクリン、シアゾファミド、ジメテナミド及びメタフルミゾンに関する食品健康影響評価についてであります。農薬シアゾファミド、ジメテナミド及びメタフルミゾンについては、昨年10月27日の第795回委員会会合において、それから、農薬クロルピクリンについては、昨年11月17日の第797回委員会会合において、厚生労働省から評

価要請があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いしたいと思います。

○吉田（緑）委員 分かりました。

本件につきましては、本委員会で直接御審議いただくために、評価書案、資料1-1から1-4までを提出しております。評価要請があった際の会合において御説明申し上げましたとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細については、事務局よりよろしくお願ひいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、資料1-1から1-4に基づき、追加の説明をさせていただきます。

まず、農薬クロルピクリンにつきまして、資料1-1を御覧ください。

3ページ目、今回は第2版関係でございます。うこんへの適用拡大に基づく評価要請でございまして、昨年11月17日に本食品安全委員会で要請事項の説明がございまして、本日御審議いただくものでございます。

7ページを御覧ください。本農薬の概要についてでございます。クロルピクリンは、殺菌剤、殺虫剤及び除草剤でございまして、今回、うこんへの適用拡大がなされております。

19ページを御覧ください。今回、追加で提出された資料は作物残留試験等でございます。19ページから20ページにかけて、作物残留試験についての記載がございまして、20ページの上から3行目の括弧内、参照につきまして、今回追加提出された資料を追加させていただきます。

推定摂取量につきましては、残留値は全て定量限界未満ということで、変更はございません。

食品健康影響評価につきまして、33ページを御覧ください。2行目から今回提出された試験成績につきまして追記をしております。また、33ページの最終行からADIにつきまして、34ページ、その次のパラグラフにARfDについて記載しておりますが、いずれも前版から変更はなく、ADIにつきましては0.001 mg/kg 体重/日、ARfDは0.5 mg/kg 体重との結論でございます。

続きまして、資料1-2をお手元に御準備ください。審議の経緯につきまして、7ページ、今回は第11版関係の部分となります。さといもへの適用拡大がございまして、昨年10月27日に本食品安全委員会で要請事項の説明がございました。今回、本剤について追加提

出された資料は、さといもの作物残留試験等でございます。

14ページを御覧ください。本剤の概要でございます。シアノイミダゾール系の殺菌剤でございます。

続きまして、32ページを御覧ください。「6. 作物残留試験」の結果、(1)作物残留試験の最後の行になりますけれども、括弧内の参照に今回提出されました試験成績を追加しております。

また、続いての(2)推定摂取量の33ページでございます表11でございますけれども、提出された試験に基づきまして再計算し、推定摂取量が若干増加しております。

食品健康影響評価につきまして、44ページを御覧ください。2行目から今回提出された試験成績について追記をしております。

44ページの最後のパラグラフにADIについて、次の45ページにARfDについて記載しておりますが、いずれも前版から変更なく、ADIは0.17 mg/kg 体重/日、ARfDは設定する必要がないとの結論でございます。

続きまして、ジメテナミドについて、資料1-3をお手元にお願いいたします。

審議の経緯でございますが、5ページの第3版関係を御覧ください。いんげんまめ、カリフラワーへの適用拡大がございまして、昨年10月27日の本委員会で要請事項の説明がございました。

本剤の概要につきまして、8ページを御覧ください。ジメテナミドはラセミ体、ジメテナミドPはS体でございまして、9ページの開発の経緯に記載がございまして、ジメテナミドは1996年に、ジメテナミドPは2010年に農薬登録されております。チオフェン環を有する酸アミド系の除草剤でございます。今回、ジメテナミドPに関しまして適用拡大がございまして、追加提出された資料は、いんげんまめの作物残留試験等でございます。

34ページを御覧ください。「6. 作物残留試験」の欄の下から3行目になりますが、括弧内の参照部分に今回提出された試験を追記しております。また、作物残留データは全て定量限界未満ということでございまして、推定摂取量は算出されなかったという点につきまして、変更はございません。

食品健康影響評価について、60ページを御覧ください。2行目から、今回提出されました試験成績について追記をしております。

また、次の61ページにADI及びARfDについて記載しておりますが、いずれも前版から変更なく、ADIは0.051 mg/kg 体重/日、ARfDは0.5 mg/kg 体重との結論でございます。

次に、メタフルミゾンにつきまして、資料1-4をお手元にお願いいたします。

審議の経緯につきまして、4ページ、第6版関係を御覧ください。カリフラワー及びたまねぎの適用拡大がございまして、昨年10月27日の本委員会で要請事項の説明がございました。

本剤の概要につきまして、13ページを御覧ください。本剤は、次の14ページに記載ございますが、トリフルオロメトキシフェニル環を有する殺虫剤でございます。今回、動物体

内運命試験、畜産物残留試験、作物残留試験が追加提出されております。

32ページを御覧ください。6. の(1) 作物残留試験の試験成績のところ、括弧内の参照部分に今回追加で提出されました試験について追記をしておりますが、最大残留値には変更はございません。また、(3) の畜産物残留試験は、以前の版で参照しておりましたJMPRの評価書に記載されていた試験成績の詳細が提出されたものでございまして、試験方法の詳細の追記や記載ぶりの変更等のみを行っております。

食品健康影響評価につきまして、49ページを御覧ください。2行目から、今回提出された試験成績について記載をしております。

また、50ページにADI及びARfDについて記載しておりますが、いずれも前版から変更なく、ADIは0.12 mg/kg 体重/日、ARfDは設定する必要がないとの結論でございます。

以上の評価書案につきましては、前版の評価結果に影響を及ぼすものではないことから、食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなくリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

補足の説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちクロルピクリンの許容一日摂取量を0.001 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.5 mg/kg 体重と設定する。シアゾファミドのADIを0.17 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。ジメテナミドのADIを0.051 mg/kg 体重/日、ARfDを0.5 mg/kg 体重と設定する。メタフルミゾンのADIを0.12 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(2) その他

○佐藤委員長 本日は、その他として、旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについての案件があると聞いてございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、御説明をいたします。

農薬に関します専門調査会につきましては、令和2年4月1日から食品安全委員会専門調査会運営規程等が一部改正されまして、それまで農薬専門調査会がございましたが、現在では、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会が設置されております。

旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬につきましては、順次調査審議を行う調査会を指定することとされておりまして、旧農薬専門調査会で調査審議されておりましたベンタゾンにつきましては、今回、農薬第二専門調査会で審議を行うこととしたいと存じます。

説明については以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特にこれはよろしいのではないかと思います。

資料2にありますとおり、平成22年3月25日及び令和元年9月10日に厚生労働省から、平成22年6月24日に農林水産省から評価要請の説明がされた農薬ベンタゾンについては、食品安全委員会専門調査会等運営規程の別表に基づき、農薬第二専門調査会において調査審議する農薬として指定し、当該専門調査会において審議することとしたいと思っております。よろしゅうございますね。

ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、1月19日火曜日14時から開催を予定してございます。

また、15日金曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、来週、18日月曜日14時から「農薬第三専門調査会」が、それぞれWeb会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第802回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。